

2025年3月19日

大阪府知事

吉村 洋文 様

自治労大阪府職員労働組合

執行委員長 山㟢 聰

アスベストによる健康被害に関する要求について

日頃より真摯な対応に敬意を表します。

大阪府におかれましては、石綿粉じんに曝露する恐れのある業務に職員を従事させる場合には、労働安全衛生規則等に定める保護具の着用について徹底し、従事職員の健康障害の防止に努められています。

しかしながらこのたび、組合員の設備関係の業務に起因する「石綿肺」の診断が明らかになりました。については、下記のとおり要求するので回答されたい。

記

- 1 石綿粉じんに曝露する恐れのある業務に職員を従事させる場合には、労働安全衛生規則等に定める保護具の着用について徹底し、従事職員の健康障害の防止を徹底すること。
- 2 過去に石綿粉じんに曝露する恐れのある業務に従事した職員に対して、従事職員の健康状態について注意喚起を行うとともに、健康障害を訴える職員に対して十分な体制で相談に応じること。
- 3 石綿粉じんに曝露については、将来がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあるため、「健康管理手帳制度」に基づいた、離職後の健康管理について改めて周知すること。

【要望事項】

石綿粉じんによる健康障害については潜伏期間が40～50年と非常に長く、将来がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれを踏まえ、大阪府の全庁舎（解体済含む）の建造物について、石綿が用いられている使用状況が確認できるよう書面を保存すること。

なお、保存状況について、現状を明らかにすること。